平成２９年（フ）第２０８号
長野県松本市大字里山辺3486番地１　メゾンローズＤ101号室
債務者　丸山　忠義
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１６５４号
名古屋市熱田区神宮２丁目７番16号　グランドハイツ宮２－１号
債務者　荒川　淳子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０号
兵庫県南あわじ市松帆古津路885番地２
債務者　松井　和枝
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３号
山口県下関市一の宮町４丁目15番１－1002号　一の宮県営住宅
債務者　小林　則孝
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
山口県下関市大学町４丁目６番29－304号　グリーンヒルズ大学町
債務者　船川　孝志
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
山口県下関市長崎町１丁目２番20号
債務者　唐変木こと　手島　利雄
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
山口県下関市長崎町１丁目２番20号
債務者　唐変木こと　手島　勝江
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
山口県下関市大字清末2550番地１　市営清末時末住宅　10号
債務者　磯部　淳子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
熊本市東区若葉２丁目14番10号　ワイズ若竹303
債務者　浦　　香織
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６２号
青森県五所川原市みどり町７丁目57番地
債務者　今　　牧
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子454番地２
債務者　佐藤　宏子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５９４号
神奈川県厚木市妻田北１丁目14番９－936号
債務者　五十嵐　勝
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８４１１号
東京都練馬区土支田３丁目31－10　三富荘103　真鍋方
債務者　小宮山百合香
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４１４号
東京都足立区入谷３丁目２－10　第一正五コーポ301
債務者　時松　雄太
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４１７号
東京都板橋区大谷口北町34－５－102
債務者　成田亜希子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４１８号
東京都足立区入谷９丁目１－18－202
債務者　小金井真弓（旧姓花本）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部